

生駒市条例第 27 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中やまびこホールの項を削る。

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項中「やまびこホール及び」を削る。

別表第 1 の 1 の表を削り、別表第 1 の 2 の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）」に改め、同表を別表第 1 の 1 の表とし、別表第 1 中 3 の表を 2 の表とし、4 の表を 3 の表とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。